

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第3部門第2区分
 【発行日】平成17年4月7日(2005.4.7)

【公開番号】特開2002-145765(P2002-145765A)
 【公開日】平成14年5月22日(2002.5.22)
 【出願番号】特願2000-335789(P2000-335789)
 【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 31/192
 A 2 3 L 1/30
 A 6 1 K 31/216
 A 6 1 K 31/522
 A 6 1 K 35/78
 A 6 1 P 25/00

【F I】

A 6 1 K 31/192
 A 2 3 L 1/30 B
 A 6 1 K 31/216
 A 6 1 K 31/522
 A 6 1 K 35/78 C
 A 6 1 K 35/78 R
 A 6 1 P 25/00

【手続補正書】

【提出日】平成16年5月31日(2004.5.31)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

フェルラ酸、クロロゲン酸、カフェ酸及びそれらの薬学的に許容される塩の群から選ばれる化合物を有効成分とする自律神経機能向上剤。

【請求項2】

更に中枢神経刺激成分を含有する請求項1記載の自律神経機能向上剤。

【請求項3】

中枢神経刺激成分が、生姜、唐辛子、胡椒の辛味成分及びカフェインの群から選ばれるものである請求項2記載の自律神経機能向上剤。

【請求項4】

不定愁訴改善剤である請求項1～3の何れか1項記載の自律神経機能向上剤。

【請求項5】

疲労改善剤である請求項1～3の何れか1項記載の自律神経機能向上剤。

【請求項6】

次の成分(A)及び(B)：

(A)フェルラ酸、クロロゲン酸、カフェ酸及びそれらの薬学的に許容される塩の群から選ばれる化合物、

(B)生姜、唐辛子及び胡椒の群から選ばれる辛味成分を含有する食品。

【請求項7】

成分(A)を0.001~5重量%及び成分(B)を0.001~2重量%含有する請求項6記載の食品。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【発明が解決しようとする課題】

しかしながら、-オリザノールは水に不溶であって腸内吸収等が困難で、易疲労、肩こり等の回復作用が不十分であった。

本発明は、有効成分の親水性が高くなることにより、全身倦怠疲労感等の不定愁訴症候群症状に対して有効な自律神経機能向上剤及び食品を提供することにある。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

【課題を解決するための手段】

本発明は、フェルラ酸、クロロゲン酸、カフェ酸及びそれらの薬学的に許容される塩の群から選ばれる化合物を有効成分とする自律神経機能向上剤、不定愁訴改善剤及び疲労改善剤を提供するものである。

また、次の成分(A)及び(B)：

(A)フェルラ酸、クロロゲン酸、カフェ酸及びそれらの薬学的に許容される塩の群から選ばれる化合物、

(B)生姜、唐辛子及び胡椒の群から選ばれる辛味成分を含有する食品を提供するものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

成分(A)は2種以上を併用してもよい。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明の成分(A)を有効成分とする自律神経機能向上剤の投与量は、成人(体重60kg)1日当り成分(A)の総量として、1~500mg、特に5~50mgであるのが好ましい。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

また、本発明の自律神経機能向上剤には、更に中枢神経刺激成分を添加させることにより、肩こり等の疲労回復効果の向上があり、好ましい。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

製剤中においては、成分(A)の含有量は、100g中1～1000mg、好ましくは5～100mgである。中枢神経刺激成分の生姜、唐辛子、胡椒の辛味成分の含有量は、100g中0.1～2000mg、好ましくは5～500mgである。カフェインの含有量は、100g中5～300mg、好ましくは10～200mgである。